

資料13 性能試験の項目及び手法

	調査の対象となる要因	調査項目	調査方法	調査時期・頻度	調査地点
大気		ダイオキシン類	「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成13年8月環境省）による	着工前及び竣工時 ^(注) 7日間	敷地境界の 1地点
		二酸化硫黄 浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月環境庁告示第25号）による		
		窒素酸化物	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月環境庁告示第38号）による		
		塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」（昭和62年環境庁）による		
排ガス	ばい煙の排出	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）により測定	竣工時 ^(注) 及び年2回	各排気筒出口
		ばいじん	大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）により測定		
		硫黄酸化物			
		窒素酸化物			
		塩化水素			
悪臭	施設からの 悪臭の漏洩	臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年9月環境省告示第63号）による	着工前、竣工時 ^(注) 及び 年1回(夏季)	敷地境界の 1地点
		特定悪臭物質 (22物質)	「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年5月環境省告示第9号）による		
騒音	機械等の稼働	騒音	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に基づき測定	着工前、竣工時及び年1回 (平日施設稼働時)	敷地境界の 1地点
振動	機械等の稼働	振動	JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づき測定	着工前、竣工時及び年1回 (平日施設稼働時)	敷地境界の 1地点

※ その他、関係機関と協議のうえ、必要に応じて必要な項目を実施すること。

※(注)における竣工時検査は、引渡し日の2週間以内に実施すること。